

連載 著作権と情報システム

第 54 回 1. 著作物 [4] 比較検証 (2) 通産省案と文化庁案①

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

[4] 比較検証

(2) 通産省案と文化庁案①

「レーヒ・スミス米国特許法」におけるグレースピリオド制と先使用の拡大【2】
米国特許法 102 条 (b) 新規性の例外 (1) では、次のようになっている。

クレームのある発明の有効出願日前の 1 年以前に行われた開示について、次の各号のいずれかに該当する場合は (a) 1 項に基づくクレームのある先行技術に該当しない。

A 当該開示が発明者もしくは共同発明者自身が開示し、発明者もしくは共同発明者から直接または間接的に開示された主題を入手した別の者によって行われたとき。

B 開示された主題が、当該開示前に、発明者もしくは共同発明者自身が開示し、発明者もしくは共同発明者から直接または間接的に開示された主題を入手した別の者によって公衆に開示されていた場合

A 号について、たとえば大学教授が自身の発明した先行技術を学会で発表しても 1 年以内に特許出願すれば、自らの学会発表が自らの出願の先行技術とならず、発表者などから入手した他人による開示も、1 年以内に特許出願すれば、自らの出願の先行技術とならないのである。これは日本の特許法 30 条の 2 項とは猶予期間の違いはあっても制度として大きな差はない。

B 号について、日本の特許法にはない制度で、たとえば全くの第三者（見ず知らずの者）が特許出願前に同じ発明を文献などで開示していれば当然新規性は喪失する。しかし、出願者が出願前に同じ発明を文献などで開示していれば、第三者の同じ発明の開示も新規性を喪失しないというものである。要するに、出願者が出願前に同じ発明を文献などで開示していれば、本人だけでなく第三者の同じ発明の開示も新規性を喪失しないということである。

引用・参考文献

「著作権法概説第 13 版」 半田正夫著 法学書院 2007 年

「著作権法」中山信弘著 有斐閣 2007 年

「著作権法第 3 版」 齊藤博著 有斐閣 2007 年

「ソフトウェアの法的保護(新版)」中山信弘著 有斐閣 1992 年

「特許法 (第 2 版)」中山信弘著 有斐閣 2012 年

「岩波講座 現代の法 10 情報と法」 岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏

樹編 岩波書店 1997年

Michael L. Dertouzos, Richard K. Lester and Robert M. Solow, *Made In America: Regaining the Productive Edge*, MIT Press, 1989. MIT 産業生産性調査委員会、依田直

也訳、『*Made in America* アメリカ再生のための米日欧産業比較』、草思社 1990年

「米国発明法とその背景」、澤井智毅、経済産業調査会 2012年

「アメリカ通商法の解説」ヴェーカリックス、トーマス・V. ウイルソン、ディーヴィッド・I. ウァイゲル、ケネス・G. 松下満雄監訳、商事法務研究会 1989年